

令和元年10月1日から

幼児教育・保育の無償化がスタートします

子ども・子育て支援法の一部改正により10月1日から3歳から5歳までの幼稚園、保育所などを利用する子どもたちの保育料などが無償化されます。なお、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設などを利用している場合、無償化の対象となるためには、町から「保育の必要性の認定」を受けることが必要となります。

【対象者・保育料など】

認可施設

- 幼稚園、保育所などを利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの保育料などが無償化されます。
- 0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として保育料などが無償化されます。
- 通園送迎費、副食費(昼食時のおかず代・おやつ代)、行事費などについては無償化の対象となりません。

認可外施設

- 認可外保育所・企業主導型・幼稚園の預かり保育・病児保育・ベビーシッター・ファミリーサポートセンターなどを利用する子どもには補助(上限あり)がでます。

【幼児教育・保育の無償化の主な例】

対象児	利用施設	月額保育料など
3歳～5歳 「保育の必要性の認定」を受けた家庭の子ども 【例】 ・共働き家庭 ・ひとり親家庭で働いている家庭 など	保育所、就学前障がい児通園施設	無償
	幼稚園	25,700円まで無償
	幼稚園の預かり保育	11,300円まで無償
	認可外保育施設、一時預かり事業など	37,000円まで無償
3歳～5歳 上記の認定を受けていない子ども 【例】 ・専業主婦(夫)家庭 など	幼稚園、保育所、+ 就学前障がい児通園施設	無償 (幼稚園は25,700円まで無償)
	障がい児通園施設	無償
	幼稚園	25,700円まで無償
	幼稚園の預かり保育	対象外
	幼稚園 + 就学前障がい児通園施設	無償 (幼稚園は25,700円まで無償)
	認可外保育施設	対象外

※0歳から2歳までの子どもは住民税非課税世帯を対象に上表と同様な考え方で無償化されます(認可外保育施設の場合、月額42,000円まで無償)。



浅間山の噴火警戒レベル

※「噴火警戒レベル」は「水害・土砂災害の警戒レベル」とは異なります!

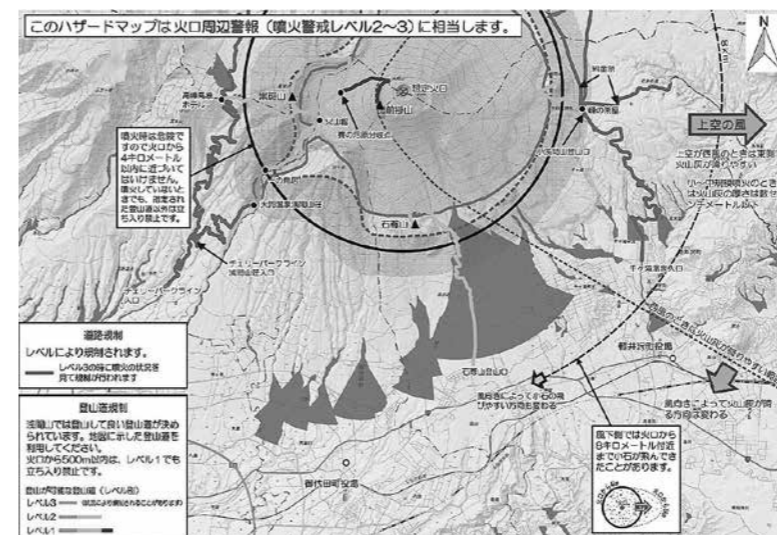
現在、浅間山の噴火警戒レベルは「2」です (8月19日現在)

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と住民などの「とるべき防災対応」を5段階に区分けして、気象庁が噴火警報・噴火予報の中で発表する指標です。



QRコードで最新の噴火警戒レベルをチェック

名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動(必要な防災対応)
噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域およびそれより火山側	5(避難)	居住地域に重大な被害をおよぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難等が必要
		4(避難準備)	居住地域に重大な被害をおよぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者等の避難が必要
噴火警報(火山周辺)または火山周辺警報	火山から居住地域近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響をおよぼす(この範囲に入った場合には生命に危険がおよぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	・通常の生活 ・状況に応じて要配慮者の避難準備 ・山頂火山口から4km以内規制(登山禁止)
		2(火山周辺規制)	火山周辺に影響をおよぼす(この範囲に入った場合には生命に危険がおよぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	・通常の生活 ・山頂火山口から概ね2km立入禁止
噴火予報	火山口内等	1(活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火山口内で火山灰の噴出等は見られる(この範囲に入った場合には生命に危険がおよぶ)	・通常の生活 ・火山口から500m以内規制



火山周辺規制図

火山の異常を見つけたときは

情報を待っている間に合わない場合があります。異常に気が付いたらすぐに避難し、町や警察などに連絡しましょう。

【異常と思われる現象の例】

- いつもより噴煙が特に多く見える
- 地鳴りが聞こえる(地面からの鳴動)
- いつもより火山ガスのにおいが特に強い
- 顕著な地形の変化
- 温泉の泉質や温度の大きな変化
- 広範囲にわたる不自然な草木の立ち枯れ

火山の異常などに関する連絡先

総務課情報防災係 (32) 3111 佐久警察署 (68) 0110
御代田町交番 (32) 2039 気象庁浅間山火山防災連絡事務所 (45) 2167

詳しくは、内閣府ホームページをご参照ください。

内閣府ホームページ
二次元コード



問い合わせ先 町民課子ども係 (32) 3114